

に當社を以て式内社天石門別八倉比賣神社とし、神社叢錄の一説も之に従ひ、神社明細帳も亦之に據れるもの、如し、然れども其據る所を知らず、阿波志の詳註に曰く、
 「按ずるに八倉比賣社は名東郡一宮なり、寛延の勸進帳序に見えたり、先輩の説も然り、云々、此矢野村杉尾社は、大御和神社なるべし、さるは杉は三輪神に因由あり」と、故に特選神名牒に説あり、云く、

「天石門別八倉比賣神社 大月次 所在今按ずるに、此神社の所在を、阿府志には名西郡矢野村杉尾宮なる由に記し、阿波志にも在矢野神社今稱杉尾昔在東嶺今移南麓々有大泉山泉各有祠又有地呼天石門及神田者とみえたるは、矢野神山八倉比賣神社本記によれる説なれど、此本記を見るに古めかしく偽造せる文にて、八倉比賣神社の證とすべき者あるとなきを、天保の初矢野村の住森真秀が依託によりて、出雲國造俊信杉の小山記を作り、件の本記に略注を下し、紀伊本居大平が其序を書る者あるより、杉尾明神を實に八倉比賣神社と思ふ輩もありと聞えたり、されど國人永井精古が式社略考には其を諾はずして、今名東縣一宮村の一宮なるべしと云へるを、舊藩にては矢野村と定めたるに因りて、國人吉田喜七郎か考には矢野村と云ひ、一宮村と云は非にして、神領村上宮大明神是也、神領村より一宮迄、昔は總名を一宮村と稱し上下の唱あり、神領村は舊名上一宮村なるを、宮領にてありし故終に今名に改り、舊名は却つて下一宮村に残り、接界せしが、後神領村を割きて兎籠野村を中間に置れて今の如くなれり、因つて考ふるに、上一宮大明神は一宮の本社也、神領村は一宮村の本處也、名方郡中式社九座の内八座は小社にして、八倉比賣神のみ大社なれば混るゝ神なし、一宮を稱するは其故也、近昔まで祭宮を八宮司と唱ふるは大社の故なり、中社を正一宮大明神と云ふも此神社を置いて他にあるべきとなし、又當社を八倉比賣神と記せるものは

一宮村勸進帳の跋にみえたり、一宮村は未社なれども同神なる故にかく云へるべければ、以て證とすべしと云へる中に、神領村を割いて一宮村を置きしと、兎籠野村を置きしこと、土人の口碑のみにて一の微證あるとなく、其分割の年月も詳ならず、上一宮村と云ふとも古き物にみえず、却つて其末社とし分村と云へる方には、村に一宮の稱あり、社に一宮明神の名あり、祭官に大宮司の唱へあり、又當社寛延二年神輿勸進帳の序跋ともに、正しく天石門別八倉比賣神社とみえ、社殿にある神像の女體にていと古びたるなと證と云ふべし、阿府志に、大栗神社名西郡神領村大栗山に在り、大宜郡比賣命也、近頃まで田口大明神と云ふ、今は上一宮大明神、是今の一宮に上古遷し奉ると、年月不詳とあるにても、上一宮の稱は、一宮村一宮明神の稱に對へて、後に云ひしものと聞ゆるを以て云ふときは、矢野村と云ふも神領村と云ふも非にして、一宮村一宮明神是實の八倉比賣神社なるべく思はるゝなり、
 と、又地名辭書に曰く、

「紀州石垣庄中尾氏文書に、承平六年八月十六日阿波國北方杉尾より、明神兄二十三歳弟十九歳、紀國石垣中村へ渡り、彼地にて中尾大明神と崇むる由と載せたり、此矢野の杉尾社は即其明神なるべし、」

と、又一説、當社を以て式内天石門別豊玉姫神社、或は麻能等比古神社となすものあり、故に又特選神名牒に説あり、云く、

「天石門別豊玉比賣神社所在、今按本社所在阿波志阿府志共に徳島城内の龍王なりと云へるを、式社略考には、今の城郭築きたまはざる以前より在りし社ならば此所ならんが、恐くは國初の御時勸請せさせ給ひしにはあらぬかと云へども、この龍王に明應中の鰐口もあれば、天正以來の社ならざることは著し、一説に龍王といへば、和多郡美豊玉比賣神社ならん、但し其社は今名東郡和田村の王子權現なりとの説もあれ